

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 令和5年6月19日（月）
午前9時57分～午前10時42分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 郷内良治 副委員長 熊谷克彦
委員 菊地昌夫 委員 大友康信
委員 佐藤正博 委員 長南良彦
委員 小野寺美穂
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 消防 長 布田 強
出席をした 予防 課 長 今野 裕之
者の職氏名 予防 課 長 補佐 大友 政勝
- 6 事務局職員 事務局 長 大澤 博
次長兼議会総務係長 佐藤 恵子
主 事 石田 ゆい
- 7 付議事件
 - (1) 議案第55号 名取市火災予防条例の一部を改正する条例
 - (2) 陳情第1号 名取市情報公開条例の一部を改正する件に関する陳情

午前9時57分 開会

○委員長（郷内良治） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、消防長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第55号 名取市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 資料に基づいて質疑をいたします。

第11条の2第1項急速充電設備の内容についてですが、資料の4行目と5行目のところに、変圧する機能を有する設備本体と充電ポストで構成しますと書かれています。そうしますと、きちんとした届出がなされると思いますが、その確認方法についてお尋ねします。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） 火災予防条例で規定しています、今回の改正では、全出力20キロワット以下のものを除いて急速充電設備として扱うというのが1つ。そのうち、全出力が50キロワットを超えるものについて、設置の前にこれから設置しますという届出を火災予防条例第44条で求めています。

○委員長（郷内良治） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） そうしますと、その届出を図面で確認するのか、現地に行ってなお確認するのか、確認方法についてお尋ねします。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） まず、届出については、許可を下すといった性格のものではなく、火災予防上の観点から届出を求めているものです。その急速充電設備と呼ばれるものについては、消防以外のところで規格や性能関係を認証している団体があります。その下で開発などを行ったものについて、充電設備を経営したい、置きたいという方々、事業主がまずは電気事業法で充電の契約などの確認をして、その上で設置場所などもそちらで決めるのかと思います。

消防については、条文に書いているのは、設置をしようとするときは届出してくださいというものです。そして、別途契約がまとまり次第、委員おっしゃるとおり、図面、敷地の配置図であるとか、設置場所が分かる案内図などを付けていただきます。その上で、急速充電設備の姿図や仕様、ある規格に合致しているということを、添付書類をつけていただいて受理します。設置の許可を下すものではありません。それが設置された後については、防火対象物の予防査察の折であるとか、あとは消防用設備の検査のときなどに出向いた折に、その届出の書類を持って行って、計画どおり、規格どおりのものを設置したという確認を行っています。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 資料の第11条の2第1項の下から2行目辺りで、充電ポストにあっては火災予防の観点から充電のための蓄電池を設けないものとするということです。電気がコネクターによって急速充電するわけなのだと思いますけれども、この対象物として、例えば今回市役所に設置されたり今度法務局のほうに設置されるV2Hなど、そういったものというのはこの対象物に含まれるのかどうか。結局、電気自動車をつないで、逆に充電にも使うのか、その辺、機能を私がきちんと把握していないのですけれども、充電したり、逆に充電されている電気自動車から住宅などにつながるというコネクターがあると思いますが、V2Hも対象物になっているのかどうかお伺いいたします。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） V2Hの具体的な使い方というのは、一旦車両に取り込んだ電気を、また今度それを住宅などで非常用に電気を取り出したり

するなど、そういったものかと思います。

あくまでも、火災予防条例で規定しているものとしては、ある機器で電気を引っ張ってきて、内部で変圧してそれを出力するもの、それを急速充電設備と捉えるということになっております。それで、何らかの形で変圧が行われるとすれば、急速充電設備というものに含まれるのかと思います。ただし、火災予防条例上では出力20キロワット以下のものを除くとなっております。さらに、重ねて申し上げますが、出力が50キロワットを超えるものについては、火災予防上の観点から届出を求めているところです。

○委員長（郷内良治） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 今、説明があったわけですがけれども、今回この条例改正によって、もう既に設置されている中で届出として把握している件数や箇所など、把握されている部分があれば、改めてお伺いします。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長。

○予防課長（今野裕之） 50キロワット以上のものは、名取市内にはありません。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 議案書の29ページのところで、第11条の2第1項について、補足の資料のほうにもありますけれども、緊急に停止することができる装置を当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに速やかに操作することができる箇所に設けるといようなことで、手動緊急停止装置を設置しなければならないという文言がありますが、これはどのようなことが想定されてこういった手動のものを設けなくてはならないというようになっているのか。利用者側の使い方というか、例えばこういったものが影響を及ぼしてこういった事態が発生するということがあるのか。想定されているようなことがありましたら教えてください。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） まず、その充電設備に関しては、例えば代表的な設置個所であれば高速道路のサービスエリアであるとか、屋根がかかったようなところに設置されているかと思います。その中で、急速充電器を製造、認証しているところが、本体やその周辺に使い方のマニュアル的なものを表示す

るように、ということで説明書きなどが貼られているはずです。

もともとは一体型の形のものが急速充電器として普及が始まったようです。その後に、本体と、委員おっしゃった充電ポストというものに分けて設置されるような分離型というのを、メーカーが利便性を上げるために開発していったようです。従来であれば、本体のところからケーブルが出てコネクタがというところで、利用者が近いところで緊急停止ボタンを押すことによって充電を停止することが可能でした。しかし、これが分離型になったので、本体から離れた充電ポストと呼ばれるところにそれを設置することになりました。改めて利用者の近いところに緊急措置の停止ボタンを設けなさいということをやっております。

その際に想定されることは、まず、マニュアルどおりの使い方をしていけばおよそ間違いはないかと思えますけれども、何らかの理由で緊急に停止しなくてはならないとき、例えば時間前だけでも充電をやめたいということもあるかと思えますし、あとはケーブルの周りに誰かが近づいてきて障害になるとか危険を感じたときに操作できるものということになっているようです。

出火に際してのというところを私たちも心配はしています。ただし、これまで検討部会であるとか、メーカーのほうでも十分な安全性を検討した上で商品として市場に流しているということで、火災発生のおそれというのは低いものと考えております。なお、ここ10年くらい検討部会というのが行われていますが、その中で急速充電設備からの出火というのはメーカーのほうでも把握しておらず、総務省消防庁側でも統計上、今のところ発生していないということで、安心しているところです。

○委員長（郷内良治） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 例えば途中で充電をやめるという場合は、手動で緊急停止しなくても充電は停止できるものではないのかなと思うのと、例えば子供が近づいてきたということで緊急停止装置を作動させなければいけないというような意味合いだけのものなのか。それとも、ほかに何らかの異常が出ることが想定されるということで、仮にそういった手動式の作動装置を設けるとすれば、そういったものが作動しないまま使用した場合に、こういった事態が発生

するということが考えられるのかということも併せてお伺いします。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長。

○予防課長（今野裕之） 委員おっしゃるのもそのとおりではありますが、想定される具体的な内容までは把握しておりません。申し訳ありません。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） 今回の改正で蓄電池というのが出てきますが、蓄電池というのはあくまでも電気をためる装置であって、資料には火災予防の観点から充電のための蓄電池を設けないものとすると書かれています。少し矛盾があるのですが、普通、停電のとき、容量は小さいですが車から家庭用につないで、電気を使用することができるというお話が先ほどもありました。そういう車が結構増えていまして、これも同じだと思うのですが、結果的には、充電ポストにあっては火災予防の観点から充電のための蓄電池を設けない。しかし、例えば急な停電がある可能性もあると思います。この新しい条例の中で急速充電設備をつくった場合、停電がある可能性もあるから、本当は蓄電池からも電気が取れるようにすれば二重三重のカバーができると思います。この火災予防の観点からというのは、何を想定しているのでしょうか。どういう観点で蓄電池を設けないのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） 蓄電池についての火災予防上の観点から届出あるいは規制がというところでお答えいたします。

まず、現行の火災予防条例でも、第11条であるとか、変電設備であるとか、電気を扱うものについては、使用に際して火災の発生のおそれがある設備として、一定の容量を超えるものに対して届出を求めています。

これについても設置の許可を下すものではなく、火災予防上の観点から届出を求めているというもので、火災が発生したときに、障害物質とまではいいませんが、蓄電池、一定の容量を超えるものについては届出を求めています。

先ほど、矛盾ではないかという御指摘がありましたが、充電のための蓄電池を設けないこととするというのは分離型のときの場合であって、その充電ポストと呼ばれるもの、その中には充電用の蓄電池は設けないことという意味で

す。その充電ポストの中にはケーブル類とコネクタ類だけをしまうということです。本体のほうに置く場合にはまた別な基準があって、その基準さえ守っていただければ、本体の中にも蓄電池というものは置けるような仕様になっています。

○委員長（郷内良治） 佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） 今の説明ですと、今回条例で決めた固定のものの外に置く分には構わないと受け取りました。それでは、それに若干関するのかもしれませんが、附則第1項に書かれている施行期日についてですが、令和5年10月1日から施行するというので、この条例が通った場合、約4か月施行まで期間があるようですが、今みたいなことで調査したりいろいろなことがあるから4か月間も置いているのかどうか、その辺を確認したいと思います。施行期日までの間がなぜ4か月もあるのかということをお伺いいたします。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長。

○予防課長（今野裕之） 施行期日が令和5年10月1日ということについてですが、そこは何もこだわりはありません（「省令に、各市町村の条例は令和5年10月1日から施行すると記載されています」に発言訂正あり）。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） お話を聞きますと、この急速充電設備に関して、設置後、市民の方にとって安全・安心で使えるという確認をするためには、相当程度の電気に詳しい方や、資格のある方がいないとなかなか困難なのかなと思います。例えば予防査察の際に、専門の方をお願いするのか、それとも消防独自で行うのか。その設備がきちんと維持管理なされているという、確認の方法についてお尋ねします。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長。

○予防課長（今野裕之） 急速充電器については、設備内の電気を変圧する機能を有しており、電気事業法における電気工作物に当たると思われるので、そちらのほうで全部取り仕切っていると思われます。

○委員長（郷内良治） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） そうしますと、急速に充電するので電圧を上げてという感じになるかと思いますが、そのような機能自体は電気事業法に基づく管理者

がきちんと行って確認するものというように理解してよろしいでしょうか。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長。

○予防課長（今野裕之） 委員お見込みのとおりだと思います。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 議案書の30ページの第23条関係でお伺いします。今回、第23条第3項を削って第4項を第3項とし、その後ろに新たに1つ加えて第4項とするという内容になっているわけです。ここで言う標識と併せて、図記号を設けるときはという表現がいろいろなところに書いてあるのですが、まず標識というのはどういうものを言っているのかと、それから、標識と図記号というのは必ずセットで設けなければいけないという規則なのか、ここを教えてください。

それと、もし図記号も必ずセットで設けるという場合においては、ISO又はJISという形のものを使ってくださいとなっているのですが、これはどちらも共通した材質や大きさとか、そういったものが決まっているものなのかどうか、併せて教えてください。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） まず、標識と図記号との関係ですけれども、消防長が指定する指定場所というところには、標識を設けてくださいということになっております。併せて図記号を取り付ける場合には、ある規格のものを使ってくださいという案内になっています。

指定場所というのは具体的に説明しますと、危険物品の持込みが禁止されているところ、あとは裸火の持込みが禁止されているところ、喫煙を禁止するところ、具体的には劇場の舞台や座席、物販店の売場など、そういったところには裸火とかを持ち込まないよう消防長が指定して、防火対象物の表にそういった表示をしてくださいということになっています。

条文を読む限りあくまでもセットでというものにはなっていませんが、市場で販売されているものについては、文字と図記号がセットになされたものということもあり、皆さん多数お見かけするものは恐らく標識、文字と図記号が一緒に並んでいるものと思われます。

○委員長（郷内良治） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） そうすると、標識は必ず設置しなければならないけれども、図記号については強制しているものではないという捉え方でよいのではないかと思います。今、材質とか大きさとかというのは共通かどうかという答弁をいただけませんでした。例えば、図記号を設置するとした場合に、インターネットで調べると見やすいところに表示するよう書いてありますが、その設備のどこかにきちんと貼り付けなさいとか、何かで留めなさいとか、そういった規定みたいなものはあるのか、それは消防で予防査察をするときにどういった基準で見て回るのか、また許可を出すのかというところを教えてください。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） まず、先ほど漏れてしまいました大きさなどについては、消防法、火災予防条例のほうでは特段の規定はありません。見やすい場所に掲示してくださいというものです。ではその確認のときはどうするかということですが、まず、新しく建物、防火対象物ができたときや、大きなスーパーなどができたとき、まずその打合せの段階から、これは売場を含むものですので、条例で禁止されている、いわゆる三禁の表示というものを表示してくださいというお願いをしています。その後、消防検査の折や竣工間際的时候会に確認しに行きます。その際に、外構周りや建物の中を見ながら、一般的にはスーパーの風除室、そういったところに掲示されるものなので、消防検査のときにその表示がないときには、お忘れではないですかという確認をした上で、貼りましたら情報くださいとお願いをしています。

○委員長（郷内良治） 暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時27分 再開

○委員長（郷内良治） 再開いたします。

ここで予防課長から発言の申出がありますので、その発言を許可いたします。予防課長。

○予防課長（今野裕之） 先ほど答弁した条例の施行期日ですけれども、省令に、各市町村の条例は令和5年10月1日から施行すると記載されていますので、先ほど申し上げた発言について訂正させていただきます。

○委員長（郷内良治） ただいま予防課長からお聞き及びのとおり発言訂正の申出がありましたので、委員長においてその訂正を許可いたします。

ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 資料の第23条喫煙等についてですが、消防長が指定する場所に設置する標識について、この喫煙所にあつては、健康増進法に規定する喫煙専用標識が設置されている場合は設置しなくていいですよと。そこで、消防長が指定する喫煙所の標識を設けなさいというような場合はどのようなことを考えているのか、お尋ねします。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） まず、禁煙というのは御理解できるかと思いますが、喫煙所の指定というところは、消防長の指定する場所ということになっております。一定の催物や建物の大きなところなど、一定のところ、もし喫煙させるのであれば喫煙所というものを定めて、そこで喫煙させましょうという考えです。ほかの場所は禁煙だけれども、ここの部分について、一定の間隔、人数ごとに喫煙所を設けるとときにはその表示をしてくださいというものになっています。

○委員長（郷内良治） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） そうしますと、考え方についてですが、たばこを吸いなさいというような意味ではなくて、安全・安心確保のため、イベントとかの際に人が多くなるので、たばこを吸う方はここだけで吸っていただいて火気の予防をするという、そのような考え方でよろしいでしょうか。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたし

ます。

これより議案第55号 名取市火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（郷内良治） 起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第55号の1か件に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することと決しました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

説明員退席のため、暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時33分 再開

○委員長（郷内良治） 再開いたします。

次に、付議事件の（2）陳情第1号 名取市情報公開条例の一部を改正する件に関する陳情を議題といたします。

陳情1か件に係る委員会調査報告の取りまとめにつきましては、本日の委員会で委員長案をお示しすることとしておりました。

初めに、報告書案1か件について、書記をして説明をいたさせます。その後、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

○書記（石田ゆい） 〔資料により、説明をなした〕

○委員長（郷内良治） ただいま書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

休憩して進めてまいります。

暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

＊休憩中の要旨

- ・委員長案について、文言の整理を行った。
-

午前10時41分 再開

○委員長（郷内良治） 再開いたします。

お諮りいたします。

委員会調査報告については、休憩中の協議のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書については、簡易な語句、数字、その他整理を要する事項については、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時42分 散会

令和5年6月19日

総務消防常任委員会

委員長 郷内 良治